

施策体系	1	子どもの誕生と健康への支援の充実	
基本施策	1	健やかな子どもの誕生への支援	
今後の方向性		関連する事業等	施策関係課
①	妊娠期に適切な母体管理ができるよう医療機関との連携を強化し、妊婦健康診査の重要性の啓発や早産の恐れのある妊婦への支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・継続看護連絡票 ・妊婦健康診査（妊婦一般健康診査） ・子育て応援ブック 	母子保健課
②	妊娠期からの関わりにより、出産・子育て期への切れ目ない支援につなげていくために、母子健康手帳交付時の専門職による面接を始め、必要な情報提供や支援が行える体制を整備していくとともに、気軽に相談できる存在として母子保健コーディネーター等の配置を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付（交付時ににおける面接や健診に関する啓発を含む。） ・子育てひろば（妊娠中の悩み事などの相談への支援を含む。） ・家庭訪問 	母子保健課
③	喫煙、飲酒、歯周病などの知識の普及や啓発を行うことにより、若い女性の健康への意識を高め、早産予防などにつなげていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・早産リスク要因や予防についての啓発（食習慣、喫煙、飲酒、歯周病など） 	母子保健課 (健康増進課)
④	不妊に悩む人への支援については、今後も国の動向を見ながら不妊治療費助成事業を継続します。	・不妊治療費助成事業	母子保健課

○施策の推進に関する主な指標

指標名	単位	~26年度 (現状)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (目標)	備考
早産児・低出生体重児の減少	出生百対	11.6(H24)	10.1	8.5 9.6(目標)				健康づくり計画

○施策の主な取組状況

別添「重点施策の取組状況」のとおり

○施策に関連する主な事業等の実施状況

別添「実施状況等確認表」のとおり

○施策の今後の取組方針（推進委員会による評価）

評価	4	5 : 現在の取組を継続 4 : 課題への対応を行い取組を継続 3 : 既存事業の見直しや新たな取組が必要	2 : 施策の方向性の見直しが必要 1 : 施策自体の見直しが必要
課題への対応・見直し等の内容	母子保健コーディネーターの配置やあらたな事業の取組により妊娠期からの支援の充実に取り組んできた。妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援の第一歩となる、母子健康手帳交付時の面接は、全数実施できていない現状があるため、妊婦やその家族に必要な情報の提供や支援が行える体制の整備に努める。 また、出産し、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施するなど、産後も安心して子育てができる体制を構築していく。また、引き続き医療機関との連携を図り、必要な方には妊娠期からの支援や母体管理を行っていく。		

○施策の今後の取組方針（子ども・子育て支援会議による評価）

評価		5 : 現在の取組を継続 4 : 課題への対応を行い取組を継続 3 : 既存事業の見直しや新たな取組が必要	2 : 施策の方向性の見直しが必要 1 : 施策自体の見直しが必要
課題への対応・見直し等への意見			

施策体系	2	幼児期における教育・保育の充実		
基本施策	2	より質の高い教育・保育の推進		
今後の方向性		関連する事業等		施策関係課
①	幼稚園教育要領や保育所保育指針、また幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、幼児期の教育・保育が行われるように取り組みます。また、家庭環境や保育を行う上で配慮が必要とされる児童や家庭への支援については、全ての子どもの育ちを社会全体で応援していく考えに立ち、家庭や関係機関と連携を図りながら継続的に取り組むとともに、家庭環境や発育状況に配慮した、よりきめ細かな保育の推進に努めます。	・職員に対する研修 ・家庭支援推進保育事業 ・私立幼稚園運営等に関する補助金		保育幼稚園課
②	〈教育・保育施設及び地域型保育事業者の連携の推進に関する内容〉家庭的保育事業者等の連携施設（教育・保育施設）については、高知市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第7条に、事業者が適切に確保する義務を規定しています。確保が著しく困難な場合等で、一定の条件を満たす場合は、条例附則第3条で5年間の経過措置を設けており、経過措置期間中に市による調整を実施します。			保育幼稚園課
③	〈幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援に関する内容〉幼稚園教諭と保育士の合同研修については、高知県と連携を図りながら取組を推進します。	・職員に対する研修		保育幼稚園課
④	〈認定こども園等、小学校等との連携の推進に関する内容〉幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校学習指導要領などに基づき認定こども園等と小学校との積極的な連携・交流を図ります。また、認定こども園等における「アプローチカリキュラム」、小学校における「スタートカリキュラム」の普及と質の向上に努めます。	・のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム ・保・幼・小連携推進地区指定事業		保育幼稚園課 学校教育課

○施策の推進に関する主な指標

指標名	単位	~26年度 (現状)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (目標)	備考
保・幼・小の教職員連携実施率	—	69% (H24)	92%	園 82% 小100% 80% (目標)				総合計画(第2次実施計画)

○施策の主な取組状況

別添「重点施策の取組状況」のとおり

○施策に関連する主な事業等の実施状況

別添「実施状況等確認表」のとおり

○施策の今後の取組方針（推進委員会による評価）

評価	4	5 : 現在の取組を継続 4 : 課題への対応を行い取組を継続 3 : 既存事業の見直しや新たな取組が必要	2 : 施策の方向性の見直しが必要 1 : 施策自体の見直しが必要
課題への対応・見直し等の内容	本市及び県等が実施する各種研修等に職員が参加しやすい環境の整備を行い、職員一人ひとりの専門性や技術の向上を目指すことで教育・保育の質の向上に繋げていくための取り組みを推進していく。また、保幼小連携については、「教育をつなぐ」取組をさらに充実し、育てたい子どもの姿を念頭に置いたアプローチカリキュラムの普及と、学びの連続性を重視したスタートカリキュラムの質的改善に向けて取り組んでいく。		

○施策の今後の取組方針（子ども・子育て支援会議による評価）

評価		5 : 現在の取組を継続 4 : 課題への対応を行い取組を継続 3 : 既存事業の見直しや新たな取組が必要	2 : 施策の方向性の見直しが必要 1 : 施策自体の見直しが必要
課題への対応・見直し等への意見			

施策体系	3	子育てしやすい環境の整備		
基本施策	1	地域ぐるみの子育て支援のまちづくり		
	2	子育て支援体制の充実		
今後の方向性			関連する事業等	施策関係課
①	子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、「地域ぐるみの見守り」と地域での支え合い活動を推進します。	・高知市地域福祉活動推進計画に基づく地域福祉活動の推進	健康福祉総務課	
②	地域子育て支援センターや地域の中で核となる民生委員・児童委員、認定こども園等、サークルやボランティア等が効果的な連携体制がとれるような仕組みづくりを地域密着の視点で進めます。	・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） ・子育てサークル支援事業 ・子育てパートナー支援 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・乳児家庭全戸訪問事業	子ども育成課 母子保健課 保育幼稚園課	
③	子育て支援の拠点整備については、東部・北部地域における地域子育て支援センターの設置を視野に入れた検討を行うとともに、情報提供機能や相談機能の充実に向けた取組を進めます。	・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	子ども育成課 保育幼稚園課	
④	相談支援については、個別の支援だけではなく、保護者同士の交流の場を設け、グループダイナミクス（集団力学）を活用した支援方法の導入を地域の子育て関係機関と協働実施しながら、ノウハウを蓄積するとともに重層的な支援体制の構築を目指します。	・子育て短期支援事業 ・親子絵本ふれあい事業 ・児童家庭相談 ・一時預かり事業（幼稚園） ・一時預かり事業（その他） ・子育てひろば	子ども育成課 母子保健課 保育幼稚園課 子ども家庭支援センター	
⑤	子育てに関する情報発信については、既存の刊行物について役割を整理するなど見直しを行うとともに、効果的かつ効率的な発信方法に取り組みます。	・子育て応援ブック ・こうちし子育てガイド ぱむ	子ども育成課 母子保健課	

○施策の推進に関する主な指標

指標名	単位	～26年度 (現状)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (目標)	備考
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	人日/施設数	46,152/10	46,152/10	46,152/10	48,552/11	48,552/11	50,952/12	事業計画

○施策の主な取組状況

別添「重点施策の取組状況」のとおり

○施策に関連する主な事業等の実施状況

別添「実施状況等確認表」のとおり

○施策の今後の取組方針（推進委員会による評価）

評価	4	5：現在の取組を継続 4：課題への対応を行い取組を継続 3：既存事業の見直しや新たな取組が必要	2：施策の方向性の見直しが必要 1：施策自体の見直しが必要
課題への対応・見直し等の内容	地域子育て支援センターについては、切れ目のない子育て支援の地域拠点施設として、機能強化を図るとともに、市の北部に新たに1施設の整備を目指して取り組んでまいります。また、平成28年度からは、地域子育て支援センターにおいて、絵本を通じて親子のふれあいの促進を目的として、親子絵本ふれあい事業を実施し、参加者にとってより充実した事業となるよう取り組んでいます。子育てに関する情報発信については、「こうちし子育てガイドぱむ」やホームページ等を使い利用者にとって、分かりやすく利用しやすいものになるよう見直しをすすめます。		

○施策の今後の取組方針（子ども・子育て支援会議による評価）

評価		5：現在の取組を継続 4：課題への対応を行い取組を継続 3：既存事業の見直しや新たな取組が必要	2：施策の方向性の見直しが必要 1：施策自体の見直しが必要
課題への対応・見直し等への意見			

施策体系 基本施策	4 1	専門的な知識及び技術を要する支援の充実 児童虐待の発生予防		
今後の方向性		関連する事業等		施策関係課
①	妊娠・出産・子育ての過程において把握した保健指導の必要な家庭について母子保健活動を継続的に実施するとともに、妊娠・出産・子育ての不安や悩みに関する相談支援などの取組を重層的に実施することにより、子育て家庭全体の育児力を高め、育児の負担感や孤立感の軽減を図り、児童虐待の発生予防につなげていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭開放・子育て相談事業 ・一時預かり事業（幼稚園） ・一時預かり事業（その他） ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） ・児童家庭相談 ・養育支援訪問事業 ・親子絵本ふれあい事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・子育てひろば ・離乳食教室 ・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査での啓発 	子ども育成課 母子保健課 保育幼稚園課 子ども家庭支援センター	
②	児童虐待の早期発見・早期対応策として、虐待予防に関する正しい理解に向けた広報・啓発活動を継続実施するとともに、地域における虐待予防のネットワークづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待予防推進事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 		子ども家庭支援センター
③	子育てに関する相談支援体制の整備を進めるとともに、保健・福祉サービス事業や医療機関との連携強化、職員の資質や実践力の向上などを通じて、要保護児童等の早期発見・早期対応に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭開放・子育て相談事業 ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） ・児童家庭相談 ・継続看護連絡票 ・子育てひろば 	子ども育成課 母子保健課 保育幼稚園課 子ども家庭支援センター	

○施策の推進に関係する主な指標

指標名	単位	~26年度 (現状)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (目標)	備考

○施策の主な取組状況

別添「重点施策の取組状況」とおり

○施策に関連する主な事業等の実施状況

別添「実施状況等確認表」とおり

○施策の今後の取組方針（推進委員会による評価）

評価	4	5 : 現在の取組を継続 4 : 課題への対応を行い取組を継続 3 : 既存事業の見直しや新たな取組が必要	2 : 施策の方向性の見直しが必要 1 : 施策自体の見直しが必要
課題への対応・見直し等の内容	妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させるため、保健・医療・福祉など関係機関によるネットワーク機能の強化と専門性の向上を図る。関係機関と連携しながら、保護者からのニーズ・相談への適切な対応や養育へのサポートを行い、子育て家庭が孤立化しないよう支援を図り、児童虐待の防止に努める。講演会・研修等の実施や定期的な広報活動により、子どもに関わりのある機関や団体及び地域住民等における児童虐待防止への取組促進や意識の向上を図る。		

○施策の今後の取組方針（子ども・子育て支援会議による評価）

評価		5 : 現在の取組を継続 4 : 課題への対応を行い取組を継続 3 : 既存事業の見直しや新たな取組が必要	2 : 施策の方向性の見直しが必要 1 : 施策自体の見直しが必要
課題への対応・見直し等への意見			

施策体系	4	専門的な知識及び技術を要する支援の充実		
基本施策	3	障害児支援の充実		
今後の方向性		関連する事業等		施策関係課
①	幼児期の健康診査について受診率向上や従事者の資質向上に取り組むとともに、子どもの障害や発達の遅れに対する保護者の受容過程に配慮し、子ども発達支援センターや認定こども園等、専門医療機関などの関係機関と連携したきめ細かい支援や早期療育教室の充実に取り組むことにより、早期発見・早期療育支援体制の充実を図ります。	・子ども発達支援センター相談支援事業 ・早期療育教室 ・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査 ・新生児聴覚検査事業		子ども育成課 母子保健課
②	子ども発達支援センターについて、乳幼児期から教育・就労相談に対応できる職種の配置や医療的ニーズのある子どもの支援体制等の充実に取り組みます。	・子ども発達支援センター相談支援事業 ・専門医相談・心理士相談		子ども育成課
③	ひまわり園について、通園する親子への支援に必要な環境整備や支援内容の充実に取り組みます。	・親子通園（高知市ひまわり園）		子ども育成課
④	サポートファイル入手できる機会を拡充するとともに、記入しやすい様式や活用しやすい内容に改訂し、市役所関係各課を始め、子どもに関する機関や事業所等の支援者などの関係機関へ記入についての協力要請を行います。	・サポートファイルの活用推進		子ども育成課
⑤	指定障害児相談支援事業所の確保に取り組むとともに、相談支援機能の強化に資する研修を実施します。	・障害児相談支援事業		障がい福祉課
⑥	小学校就学前の子どもに対する早期支援の観点から、認定こども園等が教育研究所や子ども発達支援センターなどの関係機関と連携して、一人ひとりの発達に応じた支援活動が行えるように取り組みます。また、児童発達支援事業所の確保に取り組むとともに、児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所と子どもの就園先・就学先との連携が図られるように取り組みます。	・保育所、幼稚園等への技術支援 ・障害児加配保育士雇用費補助金 ・障害児保育に関する研修会 ・児童発達支援事業 ・保育所等訪問支援事業		子ども育成課 保育幼稚園課 障がい福祉課
⑦	学校教育における支援については、各学校からの「特別支援教育支援員」の配置希望の増加、「LD・ADHD通級指導教室」への通級希望や相談ニーズの増加に対応するとともに、研修等を通じて校内支援体制や指導の充実に取り組みます。また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、就学・進学時のスムーズな移行支援に取り組み、個別の教育支援計画や指導計画などに基づく支援の充実を図ります。	・教育相談、就学相談 ・就学への移行支援 ・市立学校教職員研修 ・特別支援学級等における指導 ・特別支援教育支援員配置事業		教育研究所 学校教育課 保育幼稚園課
⑧	放課後や休日・長期休業を過ごす場所として、放課後等デイサービスなどを行う事業所の確保に取り組みます。また、放課後児童クラブについては、障害特性に関する研修等を充実するとともに、学校や関係機関との連携を進め、一人ひとりの特性に応じた支援を行います。	・放課後等デイサービス ・日中一時支援事業 ・短期入所事業 ・放課後児童クラブ		障がい福祉課 子ども育成課
⑨	卒業後に向けた支援については、特別支援学校進路相談会を効果的に開催するとともに、就労に関する障害福祉サービスの利用を円滑に進めるために関係機関との連携強化に取り組みます。	・特別支援学校進路相談会 ・就労課題解決体制構築検討会 ・就労移行支援事業		障がい福祉課

○施策の推進に関する主な指標

指標名	単位	～26年度 (現状)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (目標)	備考
就学相談でサポートファイルを所持する児の割合	—	41.6% (H25.10.1)	50.70%	55.9% 60%(目標)				総合計画(第2次実施計画)

○施策の主な取組状況

別添「重点施策の取組状況」のとおり

○施策に関連する主な事業等の実施状況

別添「実施状況等確認表」のとおり

○施策の今後の取組方針（推進委員会による評価）

評価	4	5：現在の取組を継続 4：課題への対応を行い取組を継続 3：既存事業の見直しや新たな取組が必要	2：施策の方向性の見直しが必要 1：施策自体の見直しが必要
課題への対応・見直し等の内容	<p>在宅障害児の支援体制の推進として、平成27年度から実施している「ゆったりっこクラス」は、早期支援の場となっており、今後も関係機関と連携し、内容の充実を図る。障害児への切れ目のない一貫した支援を実現するためのツールとして作成した「サポートファイル」の所持率は徐々に増加しており、今後も引き続き活用推進の取り組みを進めていく。</p> <p>放課後や長期休暇を支援する放課後等デイサービス事業所は増加傾向にあり、利用児童も増加している。事業所は一定確保されたが、それぞれの子どもの障害特性や発達に沿った支援が必要であり、事業所職員のスキルアップを関係機関と連携し、取り組んでいく。卒業後に向けて保護者や関係機関とともに生活や進路の相談会へ参加していく。就労アセスメントを特別支援学校や就労支援事業所と連携して実施していくとともに、支援が途切れることなく次の機関へつながるよう支援を行っていく。</p> <p>発達障害の診断、判断のある児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率100%を目指す。また、その質的向上、確実な引継ぎのため、校内体制の整備とその充実を図る。学校とともに、計画的な支援会の開催等を行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」が保障できる体制整備の充実を図る。</p>		

○施策の今後の取組方針（子ども・子育て支援会議による評価）

評価	5：現在の取組を継続 4：課題への対応を行い取組を継続 3：既存事業の見直しや新たな取組が必要	2：施策の方向性の見直しが必要 1：施策自体の見直しが必要
課題への対応・見直し等への意見		